**紹介予定派遣基本契約書**

株式会社○○（派遣先・求人先、以下「甲」という。）と株式会社○○（派遣元・紹介事業者、以下「乙」という。）とは、甲に職業紹介予定派遣することを目的として、乙の雇用した労働者（以下「丙」という。）を甲に紹介予定派遣し、甲の指揮命令を受けて甲の業務に従事させる契約ついて、以下のとおり基本契約を行う。

（目的）

第１条　本契約は、乙が甲に派遣就業の開始前または開始後に職業紹介することを予定して雇用した労働者（丙）を甲に職業紹介を行い、または行うことを予定して派遣し、甲の指揮命令を受けて所定の派遣業務に従事させることを目的とするものである。

（職業紹介予定派遣）

第２条　本契約は、紹介予定派遣として派遣就業開始前または開始後に甲及び丙の求人・求職の意思等をそれぞれ確認して職業紹介を行うもので、当事者の意思等のいかんによっては職業紹介（派遣開始前の場合は、本件派遣）が行われないことのあることを甲及び丙が了解して行われるものであることを確認する。

２．派遣期間中に、乙による職業紹介が行われ、甲の選考により甲、丙間で雇用契約が成立した場合には甲、乙、丙の合意により労働者派遣期間を短縮することができる。ただし、甲及び丙間の雇用契約が採用内定の場合には、丙は派遣期間終了まで派遣就業しなければならないものとする。

（個別紹介予定派遣契約の締結）

第３条　本契約に基づく個別の紹介予定派遣契約（以下、「紹介予定派遣契約」という。）は、甲が乙に紹介予定派遣を依頼する都度、締結するものとする。

２．紹介予定派遣契約の締結にあたっては、乙は丙との合意のもとに紹介予定派遣雇用契約を締結したうえで、甲に派遣するものとする。

（関係法令の遵守）

第４条　甲と乙は、互いに労働者派遣法、職業安定法及び労働基準法等関係法令を遵守し、丙の派遣就業条件、安全及び衛生の確保に努めるものとする。

２．甲は、紹介予定派遣契約に定めた業務以外に丙を従事させてはならず、甲の指揮命令者にその旨指導し徹底を期するものとする。

（紹介予定派遣期間の制限）

第５条　甲、乙間の紹介予定派遣期間は、最長６ヶ月の範囲内で個別の紹介予定派遣契約で定める。

（求人内容等の明示）

第６条　甲は、紹介予定派遣契約の締結にあたり、乙に対し、次の事項を事前にできるだけ明示するものとする。

（１）紹介予定派遣契約に関わる業務（以下「紹介予定派遣業務」という。）の内容

（２）派遣労働者の人数

（３）紹介予定派遣による職業紹介にかかる求人予定業務の内容

（４）当該業務を遂行するために必要とされる派遣労働者の適性、能力、技術、知識等の程度、経験の有無

（５）その他派遣労働者が紹介予定派遣を希望するにあたり必要とされる事項及び求人条件

（紹介予定派遣労働者の特定にあたっての差別禁止）

第７条　甲が、乙から紹介予定派遣の役務の提供を受けるにあたり、次の事項に関し、甲は、年齢、性別等による差別を行わないようにする。

（１）乙からの派遣労働者（丙）の履歴書、キャリアシート等の提示、事前面接、試験等によって特定するとき、

（２）派遣就業期間中に求人条件及び内容を提示するとき、

（３）派遣就業期間中に乙の紹介により求人・求職の意思等の確認及び丙の採用選考を行うとき

（紹介予定派遣労働者の選定）

第８条　乙は、紹介予定派遣契約に基づき派遣労働者を甲に派遣するにあたっては、甲の求人条件に合致し、第６条に定める紹介予定派遣業務の遂行に必要とされる技術、能力、経験等を有する者を選定して派遣するよう努めなければならないものとする。

（紹介予定派遣労働者の通知）

第９条　乙は、本契約第３条の個別紹介予定派遣契約の都度、労働者派遣法第３５条の定めるところにより、当該派遣契約にかかる派遣労働者の氏名、性別、年齢（４５歳以上または１８歳未満である場合のみ）、労働社会保険の被保険者資格取得の関係、その他所定事項を甲に書面の交付もしくはファクシミリによる送信または電子メールの送信（以下「書面の交付等」という。）により、通知しなければならない。

（紹介予定派遣労働者の不適格等による中途解除）

第１０条　甲に派遣された紹介予定派遣労働者が、派遣業務の遂行にあたり、遵守すべき甲の業務処理方法、服務規律等に従わない場合、または業務処理の能率が著しく低いと認められる場合、その他派遣就業の目的を達しないときは、甲はその理由を書面の交付等により示して、乙に紹介を受ける意思のない旨及び途中解除の意思ならびに他の紹介予定派遣労働者の派遣をなす旨等を要請し協議することができる。

（個人情報の保護）

第１１条　甲及び乙は、本契約及び紹介予定派遣に関し、労働者の個人情報を取得し、保管し、または使用するにあたっては、その業務（紹介予定派遣における職業紹介を含む。）の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を取得し、ならびに当該取得目的の範囲内でこれを保管し、使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合にはこの限りでない。

２．甲及び乙は、本契約上知り得た丙の個人情報を保護し、正当な理由なくこれを漏洩してはならない。甲及び乙の従業員も同様とする。

（派遣料金）

第１２条　甲は乙に対し、紹介予定派遣契約に基づく派遣の役務の提供の対価として、派遣料金を支払う。

２．前項の派遣料金は、甲、乙で別途協議し個別派遣契約の都度、別途覚書によって定めるものとする。

３．経済変動、諸経費の変動その他により派遣料金を改定する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、改定することができるものとする。

４．甲の責に帰すべき事由により、丙の派遣業務遂行が不可能または困難となった場合には、乙は、甲に残余期間の派遣料金の請求ができるものとする。

（紹介手数料金）

第１３条　本件紹介予定派遣契約に基づき、乙が丙を甲に紹介し、雇用契約が成立した場合には、甲は乙に対し予め厚生労働大臣に届け出た手数料表の範囲内で紹介手数料を支払う。

２．前項の紹介手数料その他の取扱いについては、別途覚書によって定めるものとする。

（派遣先指揮命令者等）

第１４条　甲は、丙を指揮命令する派遣先指揮命令者を選任する。甲の指揮命令者は、紹介予定派遣業務の遂行について紹介予定派遣契約に定める事項を遵守して丙を指揮命令し、紹介予定派遣業務以外の業務に従事せしめないように留意しなければならない。

２．甲は、甲の指揮命令者その他甲が使用する者の丙に対して行う指揮命令等により生じた事項について責任を負うものとする。

（派遣先の講ずべき措置等）

第１５条　甲は、本件派遣就業が適正に行われるように、甲における安全、衛生の確保、セクシュアル・ハラスメントの防止、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、その他適切な就業環境の維持等、労働者派遣法その他関係諸法令及び厚生労働省指針等で定められた派遣先が講ずべき措置を講じるものとする。

（業務上災害等）

第１６条　本件派遣就業に伴う紹介予定派遣労働者の業務上災害及び通勤災害については、丙の請求により乙が労働者災害補償保険法に定める申請手続を行うものとする。

２．甲は、乙の行う労災保険申請手続き等について必要な協力をしなければならない。

３．甲は、労働者派遣法及び同法施行規則に定める労働基準法・労働安全衛生法等の適用に関する特例の定めに基づき派遣労働者の安全衛生を確保するものとする。

（秘密保持及び規律の遵守）

第１７条　乙は、紹介予定派遣業務の遂行のため知り得た甲及びその関係者の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。派遣就業終了後においても同様とする。

２．乙は、丙に対し紹介予定派遣業務遂行に伴い知り得た甲の業務上の秘密の保持及び甲の秘密保持に関する規律の遵守及びその他の規律・秩序等の遵守を徹底するよう指導教育しなければならない。

３．乙は、丙の前項の秘密保持義務違反について本人と連帯して責任を負うものとする。

（職業紹介）

第１８条　本件職業紹介については、乙が甲に対し、紹介予定派遣労働者丙を求職者として紹介し、甲が丙の雇用について選考を行い、採否を決定する。

２．乙は、職業紹介を行うときは、甲及び丙に対し、職業紹介を受けるか否かについて、求人、求職の各々の意思及び求人、求職条件を確認するものとする。ただし、派遣の役務の提供開始前に行う紹介及び甲の紹介予定派遣労働者の事前特定による派遣就業の場合にはこの限りではない。

３．前項の各意思の確認後、甲から乙に対し職業安定法第５条の３に定める求職者が従事すべき業務の内容、必要な職業能力、その他の条件及び賃金、労働時間その他職業安定法施行規則第４条の２に定める労働条件を書面等により明示し、これを乙は丙に対し書面の交付等をもって明示するものとする。

４．乙は、甲に対し派遣開始前に紹介を行う場合を除き、第２項の意思の確認の後に採用選考に必要な丙の個人情報を甲に提供し、甲・丙間の雇用関係の成立のあっせんを行うものとする。

５．甲及び丙は、本件紹介予定派遣契約において定める職業紹介に関し、採用（採用内定を含む。）に至るまではなんら拘束されず、意思表示の自由を有し、乙は本件紹介結果の成否について甲または丙に対し責任を負うものではない。ただし、甲が特定して紹介予定派遣労働者の派遣の役務の提供を受けるに至った場合には、丙が雇用を希望したときには採用に努めるものとする。

（紹介を希望しない場合等）

第１９条　乙は、紹介予定派遣を行った派遣先（甲）が職業紹介を受けることを希望しなかった場合または職業紹介を受けた派遣労働者（丙）を雇用しなかった場合には、派遣労働者の求めに応じ、派遣先（甲）に対して、それぞれの理由について、書面の交付等で通知しなければならない。また派遣先から明示された理由を、乙は派遣労働者（丙）に対して書面の交付等により開示するものとする。ただし、乙は無断で第三者に当該事由を開示してはならないものとする。

（紹介による雇用の成立）

第２０条　乙のあっせんにより甲、丙間の雇用契約が成立したときは、甲は丙に対し、労働基準法第１５条に定める労働条件を明示し、所定事項を文書で通知するとともに、乙に対してもその旨文書で連絡するものとする。

２．甲は、本件紹介予定派遣により雇い入れた労働者については試用期間を設けないものとする。

（紹介予定派遣契約の延長）

第２１条　甲、乙は、甲が当初定めた紹介予定派遣期間の終了時までに紹介を受けた派遣労働者について、適性、能力、技術等の判断に関し採否が決定できないというときであって、丙の同意を受けたときは、さらに期間を定めて紹介予定派遣期間を延長することができる。ただし、当該延長期間は、当初の紹介予定派遣の派遣役務の提供開始後６ヶ月を超えてはならない。

（苦情処理）

第２２条　甲乙双方は、丙から苦情の申出を受ける者を定めるとともに、速やかにその内容を相手方に通知し、密接な連携の下に、その迅速かつ適切な処理を図るものとする。

（派遣先責任者・派遣元責任者）

第２３条　甲乙双方は、自己が雇用する労働者のなかから、各々の事業所ごとに派遣先責任者、派遣元責任者を選任し、相互に連携して丙から申出を受けた苦情の処理、甲乙間の連絡調整その他労働者派遣法第４１条及び第３６条で定める事項を行わせなければならない。

（派遣契約の中途解除）

第２４条　甲がやむを得ない自己の都合により派遣契約の中途解除を行う場合は、派遣契約の残余期間にかかる派遣料金を乙に支払うか、または、少なくとも３０日以上前に乙に予告し、乙と協議のうえ、労働者派遣法その他関係諸法令及び厚生労働省指針等で定められたところに従うものとする。

（損害賠償）

第２５条　甲及び乙は、本契約または紹介予定派遣契約に違反し、またはその責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害（間接的損害、逸失利益は除く。）を賠償するものとする。

２．乙は、丙が紹介予定派遣業務の遂行にあたり、甲の指揮命令に反し、故意または重大な過失により、甲に損害を与えた場合、乙は甲にその損害（間接的損害、逸失利益は除く。）を賠償するものとする。ただし、その損害が甲の指揮命令者その他甲が使用する者の丙に対する指揮命令等により生じた場合、その他甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡禁止）

第２６条　甲及び乙は、本契約により生じた権利または義務を、第三者に譲渡としてはならないものとする。

（契約の解除）

第２７条　甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合にはなんらの予告なく直ちに本契約を解除することができる。ただし、現に紹介予定派遣注の労働者の派遣契約に関しては、甲乙協議してその取扱いを定める。

（１）本契約に定める義務の履行を怠り、履行の催告に対して誠意を示さないとき。

（２）手形交換所の取引停止処分があったとき。

（３）財産上の信用にかかわる差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等を受けたと　　　　　き。

（４）破産、民事再生、会社整理、会社更生等の申立があったとき。

（５）営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

（６）親会社または重要な子会社が上記（２）から（５）のいずれかに該当した場合。

２．甲または乙が第１項により本契約を解除し損害が発生した場合には、第２６条に基づき、契約解除の原因をなす相手方に対し、その損害を賠償することができる。また、乙が第１項に定める原因により本契約を解除した場合においては、甲は紹介予定派遣契約の残余期間中の派遣料金を乙に支払うものとする。

３．甲または乙が、第１項に定める原因により契約を解除した場合、契約解除の原因をなす相手方は当然に期限の利益を失い、支払期日の規定に関わらず、解除した甲または乙に対して有する債務を直ちに弁済しなければならない。

（有効期間）

第２８条　本契約の有効期間は、○○○○年○○月○○日から○○○○年○○月○○日までの１年間とする。ただし、本契約期間満了の１ヶ月前までに、甲乙いずれからも契約終了の意思表示のない限り、本契約は同一の条件で更に１年間更新するものとし、以降も同様とする。

２．本契約が有効期間満了又は解除により終了した場合も、すでに契約した個別契約については、別段の意思表示のない限り、当該個別契約で定める期間有効に存続するものとする。

第２９条　本契約または紹介予定派遣契約に定めのない事項及びその解釈につき疑義の生じた事項については、甲及び乙は、信義誠実の原則に従い協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

○○○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　甲　：　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　乙　：　　　　　　　　　　　　　　　　　印